

東京高等裁判所 令和●●年（〇〇）第●●号 処分等取消請求控訴事件

国側当事者・国（岡山東税務署長ほか）

令和6年5月29日棄却・上告

（第一審・東京地方裁判所、令和●●年（〇〇）第●●号、令和5年10月31日判決、本資料273号・順号2023-18）

判 決

控訴人	X
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	岡山東税務署長 今井 雄二
裁決行政庁	国税不服審判所長 伊藤 繁
同指定代理人	別紙1 指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

（略称は原判決の例による。）

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 岡山東税務署長が令和3年3月24日付けで控訴人に対してした令和2年分の所得税及び復興特別所得税に係る還付金を控訴人の平成26年分所得税等第2期分の予定納税に充当する処分を取り消す。
- 3 岡山東税務署長が令和3年5月10日付けで控訴人に対してした控訴人の医療法人Aに対する令和元年11月分以降の給料（扶養手当、時間外手当、宿日直手当等を含む。）の支払請求権についての差押処分を取り消す。
- 4 岡山東税務署長が令和3年5月10日付けでした本件債権に対する交付要求処分を取り消す。
- 5 国税不服審判所長が令和4年6月2日付けで控訴人に対してした裁決を取り消す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

岡山東税務署長は、控訴人の令和2年分の所得税及び復興特別所得税（所得税等）の確定申告により生じた還付金を控訴人の平成26年分所得税等第2期分の予定納税の一部に充当する処分（本件充当処分）を行い、また、控訴人が平成30年分及び令和元年分の所得税等及びこれらに係る無申告加算税を法定納期限までに完納しなかったとして控訴人の医療法人A

に対する令和元年11月分以降の給与支払請求権（本件債権）に対して差押処分（本件差押処分）を行い、さらに、令和元年12月10日付けで控訴人の給与支払請求権に対してされた差押処分（令和元年差押処分（A分））の執行機関に対して交付要求（本件交付要求）をした。控訴人は、上記各処分に対する審査請求をしたが、国税不服審判所長は、これを棄却する旨の裁決（本件裁決）をした。

本件は、控訴人が、本件充当処分、本件差押処分、本件交付要求及び本件裁決はいずれも違法であるとして、それらの取消しを求める事案である。

原審は、本件訴えのうち、本件交付要求の取消しを求める部分及び本件裁決中本件交付要求に係る部分の取消しを求める部分を訴えの利益を欠き不適法であるとしていずれも却下し、その余の請求を理由がないとしていずれも棄却したところ、控訴人が、原判決の取消し及び上記各処分の取消しを求めて控訴した。

2 当事者の主張等

関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

34頁下段11行目ないし23行目を別紙2のとおり改める。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、本件訴えのうち、本件交付要求の取消しを求める部分及び本件裁決中本件交付要求に係る部分の取消しを求める部分は訴えの利益を欠き不適法であり、控訴人のその余の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、以下のとおり当審における控訴人の補足的主張についての判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に説示するとおりであるから、これを引用する。

（当審における控訴人の補足的主張についての判断）

1 本件交付要求に係る取消の訴えについての訴えの利益の存否について

（1）本件交付要求により加入した令和元年差押処分（A分）に関して、第三債務者たるAが、令和5年3月17日、607万3008円を岡山東税務署徴収職員の決済用預金口座に送金したこと、また、この送金を受けて、岡山東税務署の徴収職員が同月20日付けで配当計算書を作成し、これに基づき、同月27日、換価代金等の交付期日において配当が行われたことは、原判決を引用して説示したとおりである。

これに関し、控訴人は、Aが令和5年3月17日に送金した607万3008円は、令和元年差押処分（A分）により差し押さえた債権の取立てとしてではなく、別件の取立訴訟に関して送金したものであって、令和元年差押処分（A）とも、本件交付要求とも無関係である旨主張する。

しかしながら、同月20日付け領収証書（甲63の3）によれば、上記金額については「差押債権受入金」、「ただし、納税者Xに係る分」として受け入れられているのであって、この額が、送金日時点の控訴人の滞納税額（令和元年差押処分（A分）に係る滞納税額）と一致すること（乙29）からしても、令和元年差押処分（A分）により差し押さえた債権の取立てに関して送金されたことは明らかである。なお、控訴人は、Aが上記送金の際に、岡山東税務署徴収職員に対して「最終確定ではありませんので『弁済』の意ではありません。」、

「広島高等裁判所岡山支部での決定もあつての入金です。」という連絡をしており（甲63の1）、Aが第三債務者として給付をしたものではない旨主張するが、上記のとおり、令和元年差押処分（A分）により差し押さえられた控訴人のAに対する給与支払請求権につき、第三債務者であるAが、その差押えに応じて送金したものと認められる以上、Aの上記連絡をもって、差し押さえられた債権の取立てに関する送金であるとの上記判断が左右されるものではない。

- (2) 次に、控訴人は、本件交付要求に係る取消の訴えに関し、回復すべき法律上の利益が存在する理由として、国税徴収法62条の解釈通達に「第三債務者が先順位の差押えに係る行政機関等に対して全額履行したときは、二重差押えは効力を失う」と記載があるところ、効力を失うのはあくまで二重差押えとされているに過ぎず、本件交付要求が効力を失うとはされていないという点を挙げる。

しかしながら、同条は、差押えの手續及び効力発生時期について定めたものであって、滞納処分による差押えがされている債権に対してする滞納処分による差押えについては、原則として債権の全額について二重差押えを行うべきこと、先順位の差押えがある間は、二重差押えに基づいて換価することはできないが、ここで第三債務者が先順位の差押えに係る行政機関等に対して全額履行した場合には、上記二重差押えは効力を失うとの趣旨が記載されているに過ぎず、交付要求の効力について定めたものではないから、これをもって交付要求の効力が消滅しないということの根拠にはならない。交付要求により加入した強制換価手續において換価代金等の交付が終了した場合には、交付要求は、目的を完了したものであるとしてその効力が消滅すると解すべきであり、控訴人に、本件交付要求に係る取消の訴えにつき回復すべき法律上の利益が存しないことは、原判決を引用して説示したとおりである。

2 本件充当処分及び本件差押処分の適法性について

- (1) 控訴人は、所得税法15条5号を挙げて、本件において控訴人の所得税等に対して管轄を有するのは玉島税務署であつて岡山東税務署ではなく、したがつて岡山東税務署長によりされた本件充当処分、（本件充当処分的前提として本件予定納税の消滅時効に関連する）令和元年差押処分（A分）及び本件差押処分がいずれも違法である旨主張する。

しかしながら、所得税等の納税地は、納税義務者が国内に住所を有する場合はその住所地であるところ（所得税法15条1号）、控訴人の住所地は、本件予定納税の法定納期限である平成26年12月1日時点から、平成26年分ないし平成29年分各国税の各法定納期限の時点、令和元年差押処分がされた時点、本件各国税の法定納期限の時点、令和2年分所得税等に関する本件還付金につき本件充当処分がされた時点、さらには本件差押処分がされた令和3年5月10日時点までのいずれの時点においても、岡山市中区であつたから（乙11）、控訴人の平成26年分から令和2年分の所得税等の納税地は岡山市中区であつたと認められる。そして、国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地を所轄する税務署長が行うものとされているから（国税通則法43条1項）、岡山市中区を所轄する岡山東税務署長が控訴人の上記所得税等の徴収を行うものであり（財務省組織規則544条、別表第9）、岡山東税務署長によりされた本件充当処分、令和元年差押処分（A分）及び本件差押処分が適法な所轄庁によってされたことは明らかである。

控訴人が指摘する所得税法15条5号は、同条1号（納税義務者が国内に住所を有する場合）から4号までの場合を除き、納税義務者が国内源泉所得に掲げる対価を受ける場合に、

その納税地を当該対価に係る資産の所在地と定めるものに過ぎず、本件において、控訴人の住所地が岡山市中区である以上、上記所得税等の納税地は岡山市中区であって倉敷市●●ではないから、玉島税務署長が控訴人の上記所得税等の徴収を所轄することにはならない。

また、控訴人は、Aが従業員の給与等から源泉徴収した所得税等を玉島税務署長に納税している旨主張するが、所得税法17条によれば、給与等支払者が源泉徴収に係る所得税等を納税する際の納税地が当該給与等支払者の事務所、事業所等とされているに過ぎないから、仮にAが源泉徴収に係る所得税等を玉島税務署長に納税していたとしても、控訴人の納税地を岡山市中区とする上記判断は左右されない。

- (2) なお、これに関して、控訴人は、国税徴収法182条2項又は3項により、玉島税務署長から岡山東税務署長に対して滞納処分の引継ぎがされていないから、岡山東税務署長には、控訴人の上記所得税等に関する徴収の権限はない旨主張する。

この点、玉島税務署長が控訴人の上記所得税等を所轄することにはならないことは上記のとおりであるから、控訴人の主張は失当といわざるを得ないが、仮にその点を措くとしても、同法182条2項は、差し押さえるべき財産又は差押財産が税務署長の管轄区域外にあるときに、当該税務署長が、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる旨を定めたものであり、また、同条3項も、差押財産又は参加差押不動産を換価に付するため必要があると認めるときに、当該税務署長が他の税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる旨を定めたものであって、いずれも所轄の税務署長に滞納処分の引継ぎを行うか否かの行政裁量を与えたものに過ぎない。その他、国税徴収法には、所轄の税務署長等に対して他の税務署長等に対して権限の引継ぎを義務付ける規定は存在しないから、控訴人の主張は理由がない。

- (3) 次に、控訴人は、本件充当処分に係る本件再調査請求1及び本件差押処分に係る本件再調査請求2（本件再調査請求2は、本件交付要求に関してもされているが、本件交付要求に係る取消しの訴えが訴えの利益を有さず不適法であることは、上記1のほか、原判決を引用して説示したとおりである。）に関する手続は、岡山東税務署長自らが単独で棄却し、再調査審理庁の記名押印のある決定書を用いていない等の点で違法である旨主張する。

しかし、再調査審理庁とは、「再調査の請求がされている税務署長その他の行政機関の長」をいうのであるから（国税通則法81条3項）、本件再調査請求1及び本件再調査請求2がされた行政機関の長である岡山東税務署長が再調査審理庁として各再調査請求を棄却したことは、国税通則法の規定する手続に反するものではない。また、控訴人には、同法84条10項に基づき再調査決定書の謄本が送達されているところ（甲15、17）、これを見れば、岡山東税務署長が、再調査審理庁として、再調査決定書に記名押印していることは明らかであり、「決定は、主文及び理由を記載し、再調査審理庁が記名押印した再調査決定書によりしなければならない」とする同法84条7項に反するものでもない。

3 本件充当処分の適法性について

控訴人は、本件充当処分の前提として本件予定納税の消滅時効に関連する令和元年差押処分（A分）について、令和元年12月10日にされた岡山東税務署徴収職員の調査（本件調査）は任意の調査であったから、その場で差押調書を作成したことは許されない旨、また、本件調査に際し、国税通則法74条の9（令和2年法律第33号による改正前のもの）に基づく事前通知がされなかった点において違法があると主張する。

しかるに、差押調書は滞納者の財産を差し押さえたときに作成されるものであり（国税徴収法54条）、本件調査に引き続いて行われた令和元年差押処分（A分）後に差押調書が作成されたことには何らの違法はなく、また国税通則法74条の9は、課税標準等又は税額等を認定するための調査についての事前通知を定めたものであって、国税徴収法141条に基づく滞納処分のための財産調査につき事前通知を義務付ける規定は存在しないことは、原判決を引用して説示したとおりである。

また、控訴人は、令和元年差押処分（A分）は手続上の要件を欠き無効又は不成立である旨主張するが、国税徴収法が徴収職員に対し滞納者の国税について財産を差し押さえる権限（同法47条）及び差し押さえた場合に差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付する権限（同法54条）を付与していることや、令和元年差押処分（A分）に係る差押調書及び「差押調書（債権用）（謄本）」が適法に作成されたものであること、その他、令和元年差押処分（A分）が手続上適法にされたことについても、いずれも原判決を引用して説示したとおりである。

4 本件裁決の適法性について

控訴人は、本件裁決について、国税不服審判所が策定した「審理手続指針」に反して違法である旨主張する。

しかしながら、控訴人の指摘する「審理手続指針」とは、国税不服審判所作成に係る「国税不服審判所の50年」の「第6章 国税不服審判所の審査手続等」（甲18の1）を指すものであるところ、同文書は、国税不服審判所の審査手続の概要（「あらまし」）や、審査事務運営上実施された各種施策についての一般的な説明（「基本的な考え方」）を記載する説明資料に過ぎないのであって、担当審判官が常に遵守すべき規律を記載するものではない。担当審判官が、各審査請求事件の審理方針を策定し、求釈明を行うに際し、あるいは審理手続において争点の設定や整理を行うにあたって合理的な裁量を有していること、さらには、本件各審査請求に係る審理手続において、本件担当審判官において、その裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法があるとは認められず、本件裁決が適法であることは、原判決を引用して説示したとおりである。

5 その他の控訴人の主張について

控訴人は、本件につき、岡山東税務署長の徴収に関する行為が憲法31条に違反する等と主張するが、本件において行われた岡山東税務署長の徴収に関する手続は、国税通則法、国税徴収法をはじめとする手続に従って行われたことが認められ、憲法31条違反を基礎づける事実はおよそ認められないから、控訴人の主張は理由がない。

以上のほか、控訴人が当審において種々主張する点については、いずれもその前提を欠き理由がないか、主張自体失当であって、本件の判断を左右するものではない。

第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、本件交付要求の取消しを求める部分及び本件裁決中本件交付要求に係る部分の取消しを求める部分は訴えの利益を欠き不適法であるから却下すべきであり、控訴人のその余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

裁判長裁判官 手嶋 あさみ
裁判官 鈴木 拓児
裁判官 真鍋 浩之

別紙1

指定代理人目録

八屋敦子、町田和俊、杉田弘明、玉田康治、清水亮、前田澄子、正木一紀、高田美
菜、佛常美子、石間伏尚一、宗田直美、寺西雅俊

以上

(時効の中絶及び停止)

第七十三条(平成二十九年法律第四十五号による改正前のもの)

国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中絶し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

一 三 (略)

四 督促 督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日(同日前に国税徴収法第四十七条第二項(差押えの要件)の規定により差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間

五 (略)